

令和元年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 令和元年 11 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

3 出席委員（8 人）

(1) 常任委員（8 人）

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	山形大学	人文社会科学部 准教授
永幡 幸司	福島大学	共生システム理工学類 教授
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学	学術資源研究公開センター植物園 教授
山本 和恵	東北文化学園	科学技術部建築環境学科 教授
山本 玲子	尚絅学院大学	名誉教授
由井 正敏	一般社団法人	東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：1 人

4 会議経過

(1) 開会 司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））

本審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されており、常任委員 13 人中 8 人の出席のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶（渡邊環境対策課長）

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

本審査会は、今年度 8 回目となりますが、年内におきましては今回が最後となります。審査案件の増加に伴い開催回数が増加しているにも関わらず、丁寧な御審議をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。また、常任委員 13 名のうち 12 名が、今年 12 月 31 日までの任期となっておりますことから、山本会長を含む 4 名の委員が今限りで退任されることとなります。山本会長におかれましては、18 年の長きに渡って審査会の委員を務めていただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、本日の審査会で御審議いただきます「(仮称) 大和風力発電事業方法書」につきましては、大和町吉田升沢地区外における風力発電事業で、法第 1 種事業として環境

アセスメントを実施しているものでございます。本件については、今年8月に配慮書に対する答申をいただいた案件になります。本日は、配慮書に対する知事意見等を踏まえて、環境影響の調査手法等をまとめた方法書について、皆様にお諮りするものです。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、専門的技術的見地からの十分な審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 審議事項

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願ひします。

【山本会長】

それでは、審議事項『(仮称)大和風力発電事業 環境影響評価方法書について』、参考人の方お願ひします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

本件については、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分と審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、まずは事務局から説明願ひします。

【事務局（鈴木主任主査）】

資料1、資料2について説明。

【参考人】

資料3、資料4について説明。

【山本会長】

ありがとうございました。それでは欠席委員からの御意見があったかと思ひますので、御紹介ください。

【事務局（鈴木主任主査）】

机上に(仮称)大和風力発電事業環境影響評価方法書に対する欠席委員からの意見としまして、裏表のワンペーパーを配付してございますのでお手元に御準備ください。太田委員から御意見をいただいておりますので、この場で御紹介いたします。

全般的事項としまして、配慮書の段階で、生物関係、地質関係、保安林等の指定関係など種々の観点から事業想定区域を見直すようにという趣旨の意見があったにも関わら

ず、方法書を同じ事業想定区域で提出されたのはどういうつもりなのか。知事意見には耳を貸すつもりは無いということなのか。当審議会を無視しているとも取れる所業で甚だ遺憾である。このような事業者に発電事業を任せるのはふさわしく無いと考えられるので、事業計画の中止を要望します。

なお、経済産業大臣意見においても、この点については触れており、“方法書”以降の図書に適切に記載すること（方法書236頁）となっているのに今回の方法書で自然環境に対する影響を回避する方策を具体的に示せていないのは言語道断である。

個別的事項としまして、170頁の表4.1-1において、動物、植物、生態系が工事用資材等の搬出入の項目で選択されていないのはなぜか。影響があると考えるのが普通だと思うが、189頁表4-3-6(5)の両生類の重要な種のリストであるが、巻末の資-7の表5、両生類の確認種を見るとダルマガエルの記載がある。これはトウキョウダルマガエルの錯誤であると考えられるので、トウキョウダルマガエルも重要種のリストに加えるべきである。専門家によるヒアリングを経ているとされているが、怪しく感じられる。

274頁から275頁の表6.2-11に関して、爬虫類・両生類および昆虫の任意採集法の部分で調査は昼間に行うとしているが、不適切である。ヘビ類の重要な種には夜行性傾向の強い種が含まれ、カエル類の鳴き声による確認も夜間に行う方が効果が高い。また、昆虫の重要種にホタル類が192頁にリストアップされているが、これらを確認するためにも夜間調査が必要だと考えられる。

276頁の両生類、爬虫類、哺乳類の調査範囲等を示した図であるが、主な踏査ルートが尾根筋のみに設定されており、不適切である。これでは両生類や湿った環境を好むヘビ類は検知できない。この点も、とても専門家によるアドバイスを受けているとは思えない。括弧書きとして、十分な検討・準備をしているとは思えない。

まとめとしまして、まとめりとしての生態系への理解・配慮に乏しく、特定の目立つ種についてだけ記載し、免罪符を得ようとしている姿勢がみられ、到底許せない。3頁において、目的の一つとして、地球温暖化防止と地球環境保全に貢献することを挙げているが、この地域においては、自然環境に手をつけないことが、それらに対する一番の貢献であることを理解し、この事業を中止することを求めます。

また、以前、他の案件でも話が出たことがあります。このような、前段階の指摘を無視した図書は審議にも値しないので、事務レベルで差戻すなり却下するなりしていただきたい。

追加で昨日、意見がありまして、それを御紹介します。本事業想定区域は吉田川の上流域にあたる。御存知のように先般の台風で吉田川では堤防が決壊する被害が出ている。国や県はこれまでも堤防の強化や河道掘削など様々な水害対策を行ってきたが、それでも現状では過去最大級の流量があれば越水や破堤を防ぎきれないのが実情である。つまり、吉田川という川の治水は、今でもぎりぎりか、ちょっとアウトな状況、非常に危うい状態なのである。そういった河川の水源地で山地の保水力を少しでも損なうような工事を行うにあたって、どうやって下流の安全性を担保するつもりなのか。もし、山の保水力・洪水調節能力をまったく減ずることなく事業を行う方策があるのであれば、ぜひ提示して欲しい。やはり、この観点からもこの地域で事業を行うことは不適切なのではないか。

以上、何点か意見をいただいております。追加意見として記載しているもの以外は

先週の段階で意見をいただいておりますので、事業者のほうにその内容を提供してまいります。最後の追加意見というのは、本日加えて記載させていただいたものでございます。以上、欠席委員からの意見でございました。

【山本会長】

はい。ありがとうございます。それでは、先ず、今の欠席委員の意見に対しまして事業者のほうから御説明をお願いします。

【参考人】

太田委員からいただきました御指摘に関して御説明させていただきます。先ず、全般的事項で最初におっしゃられていた生物関係、地形・地質関係、保安林関係等の指定関係の観点から事業実施区域に関しては、見直しを行いました。お配りした資料の36頁でお示しさせていただきましたが、地形に関しては、先ず国土地理院の日本の典型地形に最大限配慮し、地震ハザードマップのほうも重ね合わせて検討を行っているような状況でございます。加えて、生物関係に対しても特定植物群落に対しても現地調査により把握し、最大限配慮したようなかたちにしております。加えて、保安林に対しても、指定機能を損なわないかたちで検討を進めており、宮城県さんと事前協議を実施しておりますので、今後も引き続き協議をしていきたいというふうに思っております。保安林に関しては、どうしてもこの地域で事業をやらざるをえないという背景がありますので、その部分を勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。加えて、経産省の意見に対してのお話として回避するという方策を具体的に示せていないというところに関しては、どのような項目についてどのような方法で調査・予測・評価していくかという計画段階のものでありますので、自然環境に対する影響を回避する方策は、調査結果等を踏まえて検討させていただきたいというふうに思っておりますので、次の準備書の段階で実施させていただければと思っております。続きまして、170頁の表4.1-1に関して御説明いたします。

【参考人】

今回、太田委員からいただきましたこちらの質問に関しまして動物、植物、生態系は、工所用資材等の搬出入に関する項目につきまして主務省令で定められました参考項目に該当していない項目ですので、一般的に風力発電所の建設に伴ってこれらの影響というのは、相対的に小さいというふうに考えています。このことから、今回は選定しておりません。但し、土地の改変に伴う影響というのは懸念されまして、そちらのほうで動物、植物、生態系に関する影響というのは、予測・評価していくつもりでございます。

【参考人】

189頁の両生類の重要な種のダルマガエルの御指摘ですけれども、御指摘を踏まえて再精査をしたところ、トウキョウダルマガエルの誤記であることを確認しました。申し訳ございませんでした。準備書では記載を修正させていただきます。あと専門家によるヒアリングについて報告書253頁にお示ししているのですけれども、方法書の段階では調査手法に関して特に留意が必要な鳥類と哺乳類について今回御助言をいただいております。

続きまして、274頁から275頁の、両生類、爬虫類、ホタル類の夜間調査に関する御指摘ですけれども、事業エリアはかなり急峻な山岳地となっております安全面を考慮しますと基本的に事業地の山林を夜間に歩くことは危険であると判断しております。両生類、爬虫類につきましては、早朝ですとか夕方ですとか、あとは日中に隠れていそうな場所を調査することで、夜行性の種も確認可能と考えております。一部先行調査をやっておりまして、そちらでは夜行性の種であるシロマダラといったヘビ類も確認しております。また、ホタル類についてですけれども、こちらも急峻な山岳地ということでホタルが生息するような環境、里地の水路のようなところですが、そういう場所は存在しないと想定をしておりますが、調査を進める中でそういう環境があった場合には、実施を検討していきたいと思っております。ヒメボタルについても同様で、沢沿いのそういう湿地のような環境は事業エリアのところにはないと考えておりますが、同様にあった場合は、実施を検討したいと思います。あと、更に水域での底生動物調査は、別途実施して参りますので、生息している場合は、幼虫は確認可能かと考えております。続きまして、276頁の両生類、爬虫類、哺乳類の調査ルートの御指摘の件ですけれども、こちらの事業では尾根部が主たる改変範囲となるため、事業の影響が最も大きいと考えられるエリアの尾根部の部分を中心に調査対象として考えております。ただ、こちらに示したのはあくまでも主な踏査ルートでありまして、実際には専門の調査員が現地を見て両生類ですとかヘビ類ですとか好みそうな湿った環境が存在する場合には適宜ルート以外でも調査を行って、そういったものも漏れがないように確認をして参ります。

【参考人】

追加でいただいた意見に関しまして御回答させていただきます。治水に関してですが、山の保水力、洪水調整能力を御懸念されている点に関しましては、我々として事業を詳細に検討していく中でしっかりお示しさせていただきたいというふうに思っております。加えて、地域の皆様が大切にされている吉田川でございますのでこの点、しっかり御説明、御理解を賜りながら進めていきたいというふうに思っております。太田委員からの御指摘に対する回答は、以上となります。

【山本会長】

はい、ありがとうございます。それでは、只今の意見も含め、説明も含めて委員の方から御意見がありましたらお願いいたします。

【平野副会長】

見させていただくと配慮書の時にあった212頁とか213頁、このような重ね図が今回の方法書になって、配置計画も大体決まって、事業区域範囲が変わったものに対してないのは何故ですか。これを見ると多分、特定植物群落に風車を3基くらい建てる計画となっております。

【参考人】

それに関しましては、338頁に記載させていただいておりますが、特定植物群落の現地調査の結果を踏まえた上で検討して参りたいと思っております。

【平野副会長】

要はですね、どういうふうに影響回避するような配置計画を考えたかもう少し丁寧に御説明いただけますか。結果として、特定植物群落に風車を建てるというのは影響を回避しようとしているようには見えないのですけど。

【参考人】

変更経緯としましては、事業性と環境面、様々なところから先ず事業地を選定した上で最大限配慮したかたちでこちらに示しさせていただいております。

【平野副会長】

最大限配慮するのであれば、この3本はやめるべきではないの。それだと採算がとれなくなるということですか。

【参考人】

その面は事業面であったりとか、あとは既存の林道を活用するかたちで土地改変等も最小限に収めたいと思っておりますので、その点を勘案しながら準備書でお示ししたいと思います。

【平野副会長】

御社の利益のためには、この特定植物群落を改変して風車を建てるのが是であるということですね。

【参考人】

その点は、十分留意しながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

【平野副会長】

いやいや、そもそも建ててしまったら回避なんてできないでしょう。どう低減なさるのですか。

【参考人】

お配りしたパワーポイント資料の39頁をご覧くださいでしょうか。特定植物群落が文献で確認されておりましたので実際には現地がどうなっているかということを行先して調査をさせていただきました。船形山の原生林という特定植物群落があるのですが、このエリアの部分を見たところ、結果としまして、この中～大径木のブナ林が生育する範囲というのが青の点線に限られた範囲となっているということが分かりまして、それを踏まえまして最大限配慮していくということを今後考えております。

【平野副会長】

調べたところ指定の項目の木はそんなにない、これはどう担保すれば良いのですか。これ作った人誰なのですか、船形山の原生林の特定植物群落を決めた人は。

【参考人】

おそらく環境省の、当時の調査としますのでちょっと情報が古くなっておりますことから適宜最新の情報、現地の情報について確認をしているところです。その結果が39頁になります。実際にはブナの範囲は限られていまして、それ以外の範囲はミズナラですとか、あとは常緑針葉樹、ということが分かっております。

【参考人】

あとは加えて、近接地でここに植林と記載されている部分があるかと思うのですが、ここは宮城県さんの県有林も入っているような状況で、植林されているという経緯までは確認させていただいております。

【平野副会長】

保安林等々の、要は色々な縛りとの重ね図を新しい配置でちゃんと見たいのですけれど、何をどう回避しているのか。特定植物群落の説明はわかりました。でもこんな近接してやって、これ要は環境省が昔調査したよりも他の植生が勝っちゃって範囲が変わりつつある状況で、それを加速する訳ですよ。御社の開発によって。

【参考人】

その点は、検討しながら、回避低減を。

【平野副会長】

いやいや、回避低減を言うのは簡単ですけど、具体的にどういう回避低減が可能なのかきちんと技術的なことを、方法を示してもらわなければ言葉だけ回避低減って言って回避できませんよね。具体的にこの特定植物群落を守っていくためにどういう低減方策があるのかちょっと言ってみてください。

【参考人】

その点は、現時点では風車の配置をお示しさせていただいているかたちになりますので、道路であったり様々な条件を重ね合わせた上で、準備書で示させていただきたいと思っております。

【平野副会長】

いやいや、一般論で構わないのでどういう方法があるか言っていただけませんか。あんまりないんじゃないの。配置しない以外に。風車を配置した上でこの自然環境、植物に対する影響を低減する方法を教えてください。その点を後ろの人に聞かなきゃいけない状況っていうのは回避する気あまりない感じですよ。

【参考人】

その点は配置計画等勘案しながら、様々な条件を見て御回答させていただきたいというふうに思います。

【平野副会長】

全然答えていただけてない気がしますけど。

【山本会長】

それでは、関連して。経産省それから環境省のほうも、ゾーニングのデータも勘案して、ちゃんと宮城県と交渉しなさい、お話を聞きなさいとなっています。先ほどの説明の中で、県とも接触していますとおっしゃいましたが、県のどの分野の方とどのようなお話まで進んでいるかを教えてください。

【参考人】

宮城県の森林整備課の県有林の御担当者と保安林の御担当者に、事業の概要を説明させていただいております。その上で、事業の詳細な配置等について2020年3月ごろを目標にお示ししながら、詳細協議を実施していくというところで検討しております。

【山本会長】

県の担当者の方の御意見は、2020年3月頃に示すということで、それまでどうぞお進めくださいという、そういうことですか。

【参考人】

その点は必要要件を満たした段階で、公の事業というところを鑑みながら検討されるというところを回答いただいております。

【平野副会長】

保安林との重ね図はどこかにありますか。

【参考人】

保安林との重ね図は158頁に示させていただいております。

【山本会長】

ちょっと先ほどの県の方との意見で説明がよく分からないんですけども、例えばこういうところは回避をしてくださいとかそういうお話はなかった訳ですか。

【参考人】

その点は（保安林の）指定機能を損なわないかたちでは、協議をさせていただくというところでお話させていただいております。

【山本会長】

指定機能を損なわない。皆さんのお出しになる風車の配置がその指定機能を損なわないという、そういう案を出しますと、そういうことだった訳ですね。

【参考人】

その点は、指定機能を損なわないかたちで代替のエリアも含め、協議しながら進めていくというかたちになるかと思えます。

【山本会長】

この方法書を出す段階で、それができなかつたのは何故ですか。

【参考人】

その点に関しましては、風車の配置等も地権者様との交渉とか様々な条件が重なっているのに加えて、道路設計等現在進めているような状況になりますので、検討状況ということで現時点での協議状況となっております。

【山本会長】

配慮書段階よりも方法書のところでは、もう少し具体性を持たせて出していただくというような原則なのですけれども、今の御説明を聞きますと具体的に色々な御意見を出していただくためのデータ等は、準備書にならないと出てこないというふうに思えますがいかがですか。どのようにお考えですか。

【参考人】

現時点でお示しさせていただいている非公開資料も含め風車の配置を示させていただいておりますが、こちらの方を勘案しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、詳細に関しては、準備書でお示しさせていただければというふうに思っております。

【平野副会長】

この辺りの頁、例えば161頁を見ていくとここの尾根筋に風車が5本くらい計画されています。ここの尾根筋というのは、水道水源特定保全地域ですよ。ここを擾乱すると水道水源に影響がありますよね。もうちょっといくと164頁見ると7基か8基くらい地すべり危険地区ですよ、こういう状況をちゃんと分かってどうしてこういう配置計画となるのかも一度教えていただけませんか。その辺は気にしないのですか、御社は。

【参考人】

その点留意させていただきまして、文献を整理した上で最大限配慮した事業実施区域に。

【平野副会長】

いやいや、その最大限配慮しても明らかに影響しそうなところに立っているでしょう。まあいいかっていうことですか。

【参考人】

それ以上の検討に関しては、今後詳細な調査であったり設計を踏まえてお示しさせて

いただきたいと思います。

【平野副会長】

詳細な調査をしても例えば地すべりは表面から見て分かるとは思えない。それから水道水源特定保全地域は尾根で決まってしまうので調査するまでもなく分かっている。

【参考人】

その点に関しましては、詳細な工事計画の中でしっかり検討していきたいと思います。回避または最大限の低減を検討させていただきたいと思います。

【平野副会長】

もう一度聞きますけど、じゃあ設置することにして、工事用道路、管理用道路まで作って、どういうふうに低減されるか教えてください。

【参考人】

その点につきましては、排水計画等様々な条件を勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。排水だけでなく地質の調査であったりとか、お示しさせていただいている重ね合わせの資料を勘案しながら検討していきたいと思います。

【平野副会長】

これはお願いですけど、もう二度とね、技術的な担保なしに、実現性の担保なしに回避軽減するって言わないでください。

【参考人】

補足させていただきましても、地すべりに関しましては、こちらの地すべり危険地区だけではなくて防災科研から出ています、パワーポイントでいいますと43頁

【平野副会長】

パワーポイントの資料は肝心の図面、解像度が低すぎて見えないので方法書でお示し下さい。

【参考人】

地すべりに関しましては、今後専門家の方にヒアリングを行いまして文献上の地すべり境界エリアを調査することによって、どこが地すべりの境界となっているかについて調査しまして、もう少し具体的にこれを精査していく予定でございます。また、今回お示ししています事業の風車の設置の位置というのも今時点の暫定的な計画にすぎませんので、その実際の影響というのは、もう少し風車の設置位置の熟度が深まってきた段階で精査していくということになるかと思えます。

【平野副会長】

その暫定的というのに期待したいところですけども、会社として腹を括って一応これ

でいこうと決めたのではないですか。まあ、いいです。水掛け論になるので。ちょっと別な話をしたいですか。景観に関しては影響が小さいと思われるので、もっと調査地点を減らしていただいても構わないと思います。その代わりに風車について毎回申し上げておりますが、送電鉄塔の基準を使うと1度で基準の中に入って、小さくなって大丈夫という話になり、済ましてしまいますけど、今回の場合は演習場があることによって、人が随分少なくなっている地域ですので、しかも観光客が少なくなっている地区だと思うので、その代わりに、例えばですね、泉ヶ岳スキー場、可視領域にさえ入っていないので入れなくて良いです。要は可視領域に入っていないところで、これ地表面で計算していますよね、危険側で見てそれでも見えないところが見えるはずがないので入れないでください。そのために可視領域図を書いてもらっていますので。何とかキャンプ場も可視領域に入っていなかったの（入れないでください）、2箇所くらい可視領域に入っているところを影響ありませんっていうためだけに入れたのかな、みたいなうがった見方をしてしまいますので。その代わり、身近な眺望点として、これ実は、この可視領域図を見ると、大崎平野が全部ピンク色に塗られています。これ要は、平野部から結構目立つ尾根筋に作られるということなので1度の範囲超えますけどもより小さな影響、小さいと思いますが、色麻の中心街だとか、大衡の中心街だとか、大和の中心街の一番その風車よりの眺望点を、身近な眺望点として選んで、そういう主要な町からですね、ほとんど影響はないことを確認する上で、そういう場所は作ってください。その代わり、例えば七ツ森湖畔の周辺で何箇所も選定されていますけどここからは見えますけど、数箇所が良いです。だからその辺はもう取捨選択していただいて、まず主要な色麻・大衡・大和の主要な眺望点を決めていただくこと。それから、移転区域ではない区域がありますよね。住宅防音区域になっているそのエリアにも、郵便局がある吉田っていう集落がありますし、もうちょっと上流側にいくつか住宅防音区域が入っているところに集落がございますので、そこもいくつか選んで身近な眺望点の方で引き出してください。主要な眺望点の方は明らかに見えないところは割愛する、近隣して何箇所もあるところはもう数箇所に代表させるというかたちでずっと減らしていただいても構いませんので、その代わり主要な市街地、主要な集落を、集落ないとおっしゃいましたけどありますので、そこを眺望点としてあげてください。景観に関しては以上です。

【牧委員】

先程の平野先生の質問と関わる場所なわけですが、特定植物群落について風車の建つところにおそらく中～大径木のブナが生育していないということで計画を立てられた、それでよろしいですか。例えば、一番南側の方ですね、大径木に引っかかるかなというふうな気もしますし、隣接しているところを伐開してしまうと原生林として成立するところの内側まで影響が及びますから、いわゆるエッジエフェクトというやつで、端っこの部分を切ってしまうと、本来まとまりがある部分に対して、以上に効果が出てしまいますので、そういった場所はぎりぎりまで切ってしまうとやはり良くなってある程度バッファーをおいたような、要するに緩衝帯がないと原生林というのは維持できなくなる可能性があると思います。もう一つは、原生林のすぐ脇にミズナラ林なりブナの小径木の林があるかと思うのですが、そういったところはしばらくすれば原生林に戻ってくるような場所の可能性があるのでそういうところを切ってしまうと、当然原生林のま

とまりとしては小さくなってしまって細切れとなってしまう恐れがあるので、実際その部分に風車を建てないから切っちゃっても良いという動きは怖いですね。ですので、お考えいただくときに原生林にそのものに建たないから良いのではなくて、そこに建ってしまうことによって原生林にどういう影響が及ぶのかということを是非評価していただかないとちょっと怖い感じがします。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。その点、十分留意しながら事業計画をしっかりとしていきたいというふうに思います。

【由井委員】

今日追加で配られた1枚もの、風車の位置の記載があるものの図の真ん中上の方に青い線が中心下部に向かって伸びていますが、これは既存林道の改変ですね。今回の計画ではこうした風車の運搬をしたりする取付道路がないようですけども、この林道を使うことで良いのですか。

【参考人】

はい、おっしゃる通りでございます。既存林道を最大限活用した事業計画を検討中でございます。

【由井委員】

それでね、私は鳥のほうなのですけれども鳥類関係の調査ステーションが本編の276頁、そこにありますけれども。林道沿いに、あと生態系の方では1箇所ありますけど例えば鳥類調査ではこの林道沿いに定点が入っていないですよ。今日配られた林道が載っている図と比較してこの276頁のところにはこれは哺乳類ですけど、右の鳥類もそうですし、いづれラインも入っていないし、生態系の方でも定点がほとんど入っていないのですよ。だから、特に最近は希少鳥類が沢沿いにいるというのが分かってきましたので、取付道路を改変したり、周辺に風車が建ったときにその沢沿いの生息する希少鳥類への影響を見るためには、林道沿い或いは沢沿いのラインとか調査定点を設けなければ分からないのです。それが抜けていると思うのですけども。それは、魚類や何かでも同じですよ。

【参考人】

177頁になりますけれども踏査ルートとしましては、一番長い林道が南北にありますけれども、ここは林道が尾根のルートにありますので定点というかたちではないですけれども、ここは一般鳥類の調査として任意に歩いて観察をすることとなっておりますし、それ以外の対象事業実施区域に丁度重なっているような東西のルートに関しましてはいくつかわざがございましてそういったところも歩いて調査をするような調査計画となっておりますし、当然このルートに限らずそういった希少な鳥類がいそうな環境を見つけたら適時観察するような、調査をしたいと考えております。

【由井委員】

今のちょっと発言がおかしいな。希少鳥類を見つけたら調査するのではなくて、調査して見つけて更に精査するんです。順番がちょっと逆ですよ。だからそのためには事前にあらゆる環境について調査ルートとスポットセンサスの地点を配置しておかなければ調査にならない。だから要するに調査定点が少ないということをお先ず言っておきます、鳥についてですね。それから、夜間調査を鳥類については実施しますか。

【参考人】

はい、夜間については先ほど哺乳類でも御説明しましたとおり、このエリアの中を歩くのは危険度がちょっと高いかなと考えておまして、またコウモリ調査は要所要所でやっていきますので、その中で夜行性鳥類の鳴き声等を確認することとしております。

【由井委員】

鳥の声が聞こえる、それはそれでいいですけども、例えば276頁の哺乳類等の調査地域図を見ますと、先ず沢沿いの林道が通っているところの夜間調査をこれではまずできないですね。定点がないですからね。林道沿いだったら少なくとも安全なのかどうか分からないけど夜も歩けますよね、車も行くと思いますので。先ずそこの調査をしてもらうということです。それから、沢沿いに希少な鳥類がいます。はっきり言えば最近ではミゾゴイという鳥が、環境省の手引きもできたばかりですけども、福島県下においても10箇所ぐらい綿密調査を依頼してそのうち5箇所でミゾゴイが出ていますので、ここの沢でも発見される可能性があるんで、絶対調査しなければ駄目です。それからコウモリについてはこの276頁の図面を見ますと気象ポールでコウモリのバットディテクターによる調査が2箇所あります。茶色の四角い点ですね。但し、ここの風車の計画によれば最大190mの高さの風車を設置するって書いてあるのですよね。ところがこの気象観測塔にバットディテクターを載せる高さは最大50mのところなんですけれども、40~50mしか感知しないバットディテクターを使っても90mぐらいしか感知範囲がなくて、その残り上部100mは全く記録できない訳ですよ。だからサーチライトをやってくれと言って、1箇所やってくれるって書いてあります、方法書に。けどやはり非常に高い風車ですから、ますます必要性が高まってですね、この気象ポールの付近においてもやはりサーチライトでやるべきだし、さらに東縁側の尾根ですね、これは別のコウモリの飛翔ルートがある可能性がありますので、ここが全くコウモリの調査がなされないことになっていきますからサーチライトによる任意調査をこの尾根のどこかで必ずやるべきだと思います。踏査で昼間は歩けるわけですから、昼のうちに行って止まっていれば良い訳ですからそこが危険だからできないというのはちょっと理解できないのですけどね。普通調査をやる場合は夜間調査もやる訳で、ここは深山幽谷ではなくてかなり里山に近いところだからできると思うのですが、ここ危険だからできないってどういう意味なのでしょうかね。お願いします。

【参考人】

東側の尾根なのですけども、こちらは道がなくてかなり険しい山中になっておりますので夜間そこにとどまるというのはちょっと厳しいかなと今のところ考えております。

【由井委員】

まあクマが出てきてかじられるかもしれないけれども、普通その程度はやると思いますけどね。深い山中ではないと私は思うのですけど。できないのであれば、できないなりに代わりの方法を是非考えて欲しいと思います。あと最後ですけども小鳥の渡り調査のことは書いてありますけども小鳥でも希少種が通る可能性がありますので、いつも私が言うております区画法で帯状の100m×500mを基本体とする帯状の区画で渡り鳥の通る個体数をチェックしていただく。それは、昼間中やると書いてありますから良いのですが区画法でやらないと小鳥については数が多いので衝突数の推定まで持っていきませんので、そういう近場のせいぜい500mぐらいを観察する半径或いは帯状区とそれと大型の水鳥や猛禽類の渡りを観察する3km4km見て構いませんけどその手法は別なので、別々にやって欲しいと思います。

【参考人】

はい。承知しました。

【平野委員】

1点確認ですけども、今日お配りいただいた非公表資料に林道が書いてありますけども、これは地理院の地図の林道ではないですから徒歩道ということになりますか。調査ラインと違うのは、地理院地図が間違っているという認識でよろしいでしょうか。

【参考人】

こちらは現在、宮城県で工事している県の林道になっております。ですので、今は工事中で、今年度に完工予定になっているということでお伺いしているのです、そこまでの情報と、あとは航空測量から判断した資料で載せさせていただいているという状況となっております。

【平野委員】

これは県の林道の計画図面を落とし込んだということですか。

【参考人】

はい。そのとおりでございます。

【伊藤委員】

平野委員も指摘されていましたが、私からも確認させていただきたいのですが、本編の164頁に災害に関する危険地区が図示されているものがありますが、今回、地すべり危険地区を外していない理由は为什么呢。

【参考人】

今回、日本の典型地形というところで、国土地理院の地図をベースに、最大限配慮を実施し、加えて、こちらの方も文献整理をした上で、現地調査等をもって検討したいというところで、現時点ではこちらの方でお示しさせていただいております。

【伊藤委員】

今お話されたのは、典型地形の話がされているのですが、164頁の、この地すべり危険地区を外さなかった理由って何ですか。

【参考人】

こちらの方は、詳細な事業検討をした中で、検討結果をお示ししながら、検討させていただきたいと思っておりますので、こちらの方を残したのは、様々な条件を勘案した上で、検討したいというところで残させていただいております。

【伊藤委員】

どのような条件であると、(危険地区が)残ったり削除されるかたちになるのでしょうか。

【参考人】

その点は、建設の事業面と、あと環境面という様々な条件を勘案して判断させていただいております。

【伊藤委員】

事業環境というよりはこれはむしろ災害に繋がることだと思うのですが、その点で、こういう形で図示されているのを外さないという理由にはちょっと納得しないかと思うのですけど。

【参考人】

補足させていただきますけれども、安全面に関しましては、実際、こちらの地すべり危険地区その他の地区を含めての話になりますけれども、風車が置けそうかどうかというところは、ボーリング調査を今後実施して地下の地盤の状況等を加味しながら検討を進めていく段階にございまして、そのボーリング調査というのも、着手できていないような状況でございますので、実際そういったものの結果があがってきた段階で、もう1度影響というか、置けるか置けないかとかそういったところを含めて、検討していきたいというふうに思っております。

【伊藤委員】

こういった危険箇所とか危険地区というのは、この近傍で開発行為が行われると土砂の移動が生じる危険性が非常に高く、特に地すべりですと、このエリアだけではなくて、そこから土砂ダムのような形になったら、大きく下流側に影響を与えるというところでもあると思うのですよね。それをこれからボーリングをとというのは、御社の風力発電施設が大丈夫であるかという確認はされるのでしょうかけれども、土砂の移動というのはどういうふうに解析、地すべりの移動解析ということになると思うのですが、そういったところまで考えてボーリングをするということと理解してよろしいのでしょうか。移動解析までされるということでしょうか。

【参考人】

その点は、専門の会社でしたり、専門の有識者のヒアリング等を踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

【伊藤委員】

この委員会の委員も専門家としてコメントさせていただいているので、我々の意見をあまり聞かずに、ほかの専門家の意見を聞くというのは、この委員会自体の意味があまりないのかなというふうに、私としては残念な思いでありますし、地すべりに関しては、またほかに報告書か何かが出てくるようなかたちで考えておられるのですか、解析等に関しては。ボーリングをして、地下水の状況なんかを見て移動解析されると思うのですけれども、開発行為が行われた後に、安定解析されると思うのですが、それをされるということなのですかね。

【参考人】

その点に関しましては、地形判読図等を作成しながら、様々な条件を勘案しながら、検討を進めていきたいと思っております。また御指摘いただきましてありがとうございます。その点は十分注意しながら検討していきたいというふうに思っております。

【伊藤委員】

それでは具体的にどういうふうにこれが扱われていくのかなというのが委員として判断できないので、これまでも他の委員もされていると思うのですが、例えば、地形判読ができないという話、或いはこれから専門家に委託するという話なのですけれども、それでは防災科学技術研究所が提示している、この地すべり地形の分布図というのは、利用できない、活用できないということなのではないでしょうか。これから地形判読をされていくというのは、御社の方でより地すべりの、防災科学技術研究所も相当地すべりの専門家がおりますが、それを超える専門家の方がいらっしゃるって、その方が、ここで空中写真判読等を行って、地形判読をして、それでこれとあるいは異なるような結果もあり得ると、もちろんあり得るとは思いますが、大きく違うというふうに考えていらっしゃるということなのではないでしょうか。

【参考人】

その点に関しましては現時点では詳細な検討ができておりませんので、御回答としてははっきりしたものはお示しできませんが、様々な条件等を鑑みながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

【伊藤委員】

その様々な条件とはどういう条件なのですか。

【参考人】

それに関しては例えば、風車の配置であったりとか道路の線形であったりとか、そういった様々な条件を勘案しながら、検討していきたいというふうに思います。

【伊藤委員】

私たちの方では、現状でお示しいただいている風車の設置予定位置であるとか範囲、あとは様々な状況を踏まえて、御意見させていただいているのですが、今のお話をされてしまうとあまり議論にならない。現状のデータを踏まえてお話をしている、地すべり地が確実に存在している、或いはその近傍に設置予定をされているということ自体にかなり疑問を感じる。データをきちんと見ているのではなくて、あらかじめここに風車を設置することが決まっていて、あとはそれを進めていきたいというふうな御回答にしか聞こえないのですが。それですと、地形の話以外の環境要素もありますけれども、そういったものもかなり事業との関わりというかたちでお話をされたり、様々な条件ということでお話をされていますが、基本的には無視をされているのではないかなというふうに、委員の1人として感じるのですね。重要な地形に関しましては図示していただいたのが、52頁の国土地理院で提示しているものはかなり大まかな位置を示しているのだから、そこ地震ハザードステーションマップのところに掲載されている地すべり地形でより確認して精度を上げて、地形判読されているものですね、専門家が。それで対応させて、そこから離れて、その周辺を除外してくださいというお話を前回したと思います。大きな地すべり地を多分重要な地形として認識されていると思うのですが、53頁のところ、やっぱりその大きな地すべり地に隣接する地すべり地も、移動したら、やっぱりメインとなる大きな地すべり地に影響を与えると思うのですよね。だとすると、この辺りはかなり広く、一括して、この典型地形として重要な地形として捉えられている地すべり地形として認識して、そこからその予定地の実施区域について外して欲しいというのが前回の意見。今回も言いますけれども、大きな地すべり地だけではなくて、そこに隣接している移動体で移動していけば大きな地すべり地にも影響を与えるわけですよね。その隣が動いたらまた、その隣が動いて大きな地すべり地に影響を与えるというふうに考えると、基本的にはこの大きな地すべり地に突っ込んでいくような、移動していくような地すべり地も含めて、外していくというような考え方をされた方がいいと思います。地すべり地で重要な地形ということで、重要なものとして認識していただいているのであればですね。

【平野委員】

ちなみに、御社で地すべり危険地区に風車を建てた実績はありますか。

【参考人】

個別で細かい箇所に関して、地震ハザードマップ等に該当するエリアでもあるという話で聞いたことはあります。そこは現地調査等、様々お示ししながら検討しているというところは確認しております。

【平野委員】

その状況はよくわかりませんが、これは地形図を見るだけで、ほかのところのコーナーの詰まり具合に対して、国土地理院が典型地形で青く囲っているところだけ緩いじゃないですか。明らかに動いた後ですよ。山体崩壊した名残、ということは崩壊したままですから、浮いているのですよ。ここ丸々動きそうなのですよ、そういう場所です。それはもう地形図、僕みたいな素人でもわかるぐらい危険なところで、そういうことをちゃんとわかって配置計画はされているのか、甚だ不安なのですけど。改めて検討なさるおつもりであれば、実績のあったところというのはどういうところなのか、詳しく分かれば教えてください。

【参考人】

詳細に関しては、次回の答申等でお配りをさせていただければなというふうに思います。

【平野委員】

そういう技術的な確認もしないで、地すべり地形の場所に風車を建てる計画で、これだけの調査をされたかちょっと信じがたいのですけど、どなたが技術的に判断されたのでしょうか。普通であれば、自分の会社の実績で、地すべり危険地区だけれどもうまくいったケースがあるよと。そういうことをちゃんと調べて、こういうケースだったらいけるんだ。だったらここもそれに類似しているから、地すべり危険地区になっているけれども、そんなに影響与えずに、自分の風車は大丈夫だし、地震等があった時に大きな土砂災害が発生することもないだろうと確認するのが普通だと思うのだけど、何も考えないで（計画を）立てている感じがしてしょうがないですよ。どういう技術的判断のもとに、地すべり危険地区に、風車を建てる計画なのかをもう1度教えてください。

【参考人】

その点に関しましては、地質の会社と現地等も確認しながら配置検討をしているような状況でございます。

【平野委員】

その地質の調査会社が、この地すべり地形だったら大丈夫と言ったのですか。

【参考人】

詳細検討しないと分からないのですけれども、現時点では、配置も可能ということで、回答いただいております。

【石井委員】

34 頁を見ていただきたいのですが、放射線の量に関する影響というところですけど、意見の概要としては、「空間線量及び土壌の放射性物質濃度を適切に把握するよう調査手法を設定すること」というのが意見。それに対して見解は、なんにも書いてないのですね。測ったらこうだったとしか書いてない。さらに 104, 105 頁。これで一生懸命に調べてみたら、日立アロカメディカル社製の TCS-172 を用いたと書いてある。これは空間線量

だよね。では、土壌はどうやって測ったのか、なにも書いてない。ゲルマニウムで測ったのか、それは業者に聞いてみないと分からない。

【参考人】

すいません、記載しておりませんでした。申し訳ありませんが、専門の分析機関で分析しております。

【石井委員】

それで意見の概要として、調査手法を設定することと書いているから、ちゃんと書いて欲しいのですよね。なにで測ったか。もう1つ大きなことがあって、Bq/kg 出ているけども、どこの土壌を、どのようにして Bq/kg を求めたか。要するに深さ 5cm の土を持って来て、混ぜて Bq/kg にしたのか。1cm 表面を取って、Bq/kg したのかでは、全然訳が違うのですよ。2011 年度当初は、5cm で混ぜて行ったのですよ。これは単に空間線量を 5cm 取るだけなのですよ、ブルドーザーかなんかで。今の場合は、降雨で流れて行って、表面が流れるのでせいぜい 1cm なのですよ。そうすると、指数関数的になっていくので、もっと高くなる可能性があるのです。100 幾つとか言っているけど。今回の台風 19 号でもそうだけど、ほとんどが粘土にいますので、それが集まってくると、10 倍 20 倍になるのですよ。あつという間に 2,000Bq/kg のところがぽつと出来る可能性があるのです。だからそういうこともあるから、ちゃんと測ってという意味で、ここに調査手法を設定することと書いたのだけど、専門家が行ってくれたわりには結構杜撰な報告なので。空間線量は良いですよ、高さ 1m で。だけど、Bq/kg はどこの、表面どのくらいなのかというのが重要なのですよ。せいぜい 1cm くらいのところを取って、測るべきなのですよ。そういうことがなにも書いてないから、それをちゃんと入れて、その上で大丈夫だと、8,000Bq/kg 未満だとかいう判断をするべきなのです。このままで、放射性物質にならなくても良いよとはならないということ、よろしくお願いします。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。その辺の調査手法等の詳細は、もっとしっかりした記載をしたいと思います。

【石井委員】。

記載というか、行って。調査方法がそうなっているかどうか。5cm ではだめだということ。要するに、工事によって流れるのはほとんど 1cm くらいのところしか、そうすると 1cm のところはどのくらいの放射能になっているのということになります。

【参考人】

はい、ありがとうございます。

【伊藤委員】

今後の調査のところで地形のところはなにか対象区間一帯とか、あまり、現地で観察するという話だったのですけども、先ほどのいろんな議論を踏まえていくと、やっぱり

その地すべりが移動してないかどうかといったことも確認していく必要がありませんか。今の配置計画ですと。

【参考人】

色々御意見いただいているところですけども、地すべりにつきましては移動体のところがどの範囲なのかというのを、安全面の視点から、今後しっかり把握して、計画に当たりまして配置とあわせて、基礎構造等含めて、風車そのものもそうですけど周辺に及ぼす影響というところも踏まえて、もちろん安全に工事ができる、設置ができるという計画を検討していきたいなど。逆に言えば安全ではない計画であれば、それは安全にできるという計画に修正していくというふうに考えております。それから重要な地形という意味の地すべり地形。地理院で典型地形と指定されているものについては、伊藤先生がおっしゃるとおり、この地域、広く地すべり地域が大きく広がっているうちの、特に大きくて、目で見てもよく分かるといったところが指定されているというふうに理解しておりますので、そういった視点で環境面の典型地形、それから安全面の確保といったものは取り組んで参りたいと考えております。

【伊藤委員】

はい、ありがとうございます。今の最後の重要な地形の大きなところで捉えていて、そこだけを見てはいけないという話を先ほど話したので、隣接する小さな地すべり地も大きな影響を与える可能性があるので、そこを含めて。

【参考人】

周辺を入れることによって、そちらに影響を及ぼすというのはいけないことということと考えておまして、含めて検討していければと思います。

【伊藤委員】

はい。今後検討されるということは分かったのですが、でもやっぱり今回の風車設置予定位置は地すべり地形の地形判読した結果を見ると、移動体のところに位置しているので、何でここにこういう計画が出てくるのかが分からないのですよね。

【参考人】

その点に関しましては、おそらく西側の南側の辺りを御指摘いただいているかと思うのですが、その点も十分留意しながら、現地調査等踏まえて検討していきたいと思っております。

【伊藤委員】

そうではなくて、今後の話ではなくて、何で今回この地すべり地形の判読図があって、基本的に移動体として認定されているようなところに、点が打たれたのかなど。風車設置予定として、私たちに非公開資料として出されたところに出てくるのかなということでお尋ねしたのですが。

【参考人】

その点に関しましては、現在検討しているところを最大限お示したような形になりますので、その点は、十分留意はしておるのですけれども、様々な条件を勘案し、事業性だったり、環境面、様々な検討をした上で、準備書以降でお示しさせていただきたいというふうに思っております。

【山本（和）委員】

確認ですけれども、今日配られたのは差し込み資料という形ですが、いろいろお話を聞いていると、ずっとまだ熟度が低いということですと伝わってくるのですね。ということは、この緑の点は、大きく変わる可能性を秘めているというふうに考えてよろしいでしょうか。例えば、半分、危険な地域を省いて次の資料は出てくる可能性が、最大限外郭を縮めるような形で、別の検討をしなければならぬような、別の点の打ち方が出てくる、いくつか複数案が出てくるとか、そういったことを踏まえて我々は審査した方がよろしいのでしょうか。熟度が低いとずっとおっしゃっているようなのですが、この位置が大きく変わることを前提に今日お話した方がよろしいでしょうか。

【参考人】

基本的にはという回答になってしまうのですけれども、この黒枠で囲わせていただいた風車配置検討範囲から大きく外れることは、現時点では検討しておりません。この範囲の中で結局、既存林道等を活用しながら、事業性、環境面、様々な条件を勘案して、適切な場所に配置していきたいというふうに思っております。

【山本（和）委員】

南西のところに建てない、安全が確認されない場合には、ここには建てないということもあり得るといえることでしょうか。

【参考人】

可能性としては十分ございます。

【平野委員】

石井委員が帰られてしまったのですが、106頁で、土壌採取地点がありますけど、全部尾根筋ですよ。これは良いのですか。

【山本会長】

これは（石井委員が）良いと言って行かれました。

【平野委員】

大丈夫ですか。

【山本会長】

はい。

【永幡委員】

短いことを何点か確認ですけども、騒音のところ、或いは超低周波で、261頁のところの図で確認すれば一番良いかと思いますが。調査地点が2点、種沢と上嘉太神に設定されているのは、保全対象としての集落が一番近いところと2番目に近いところという理解でよろしいでしょうか。

【参考人】

その点は集落というよりは、建物という考え方でお示しさせていただいておまして、こちらの方は現地調査等を鑑みながら検討させていただきたいというふうに思っております。

【永幡委員】

まだこれ以上に増える可能性もあるという話ですか。調査地点が。

【参考人】

調査地点はこの2地点を考えております。集落という意味で申し上げますと、この右上の方にある「沢渡」、こちらまで行かないと集落はございません。「上嘉太神」というのは、こちらは建物があります。居住状況は不明と言いますか、行った時に人がいらっしやらない。「種沢」というところも基本的には同様でして、こちらの方は町の方に確認しても、住民台帳等の記載はないけれども、建物は確認されているという地点でございます。基本的にはこの周辺近くでいきますと、演習場の対策として、集団移転した地域となっております。

【永幡委員】

一番近い保全対象は実際どこなのですか。

【参考人】

確実に住居という形であるのは、「沢渡」になります。

【永幡委員】

なるほど。それだったらこの1点で、この地点で調査ということで、妥当だと思えます。あともう1点、人と自然との触れ合いのところで、バードウォッチング等に配慮してくださっているのは高く評価したいと思いますし、「宮城の探鳥地」というのを参考資料に挙げていただいているのもありがたいんですけども、「宮城の探鳥地」はたぶん一般的な人でも行けるようなところだけが載っているので、もうちょっとマニアックな人が行くようなところというのは、省かれているような気がしますので、野鳥の会に問い合わせるとか、或いは由井先生も含めて専門の方に、この辺でもうちょっとマニアックなところはないですかと確認した上で、そういうところがあれば必ず含めてください。

【参考人】

はい。御意見いただきまして、ありがとうございます。地点につきましては、既存資料以外の、専門家からの情報なども聞いてみたいと思います。

【永幡委員】

その上で、301頁。音のことも、301頁の「6 予測の基本的な事項」ですかね。騒音の予測結果も踏まえて予測するという話になっていますけども、この時には間違っても環境基準とかとの整合性を見るなんてことはしないで、ちゃんとその静穏性を担保するにはどのような指標が望ましいというのをちゃんと理解した上で、適切な評価手法で評価してください。

【参考人】

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、実際に環境基準と比較することはできなくて、風車騒音の指針も今はありますけれども、そういったものは人の生活を保全する指針ですので、それではなくて、逆にどういった評価が適切なのかなというところは、今後の検討になろうかと思えますけれども、今、御指導いただいたような観点で取り組んでまいりたいと思います。

【山本会長】

大体、皆様の御意見は出尽くしたようなのですけれども、私が前にお願いしたと思うのですが、17頁ですかね。温室効果ガス。これはライフサイクルの考え方に基づいての数値を出していただきましたが、実はとても大きなCO₂の排出源になりますのが、地域の伐採、それから道路の拡幅或いは新設があった場合ということになります。

ですから、当初の段階では、十分に予測できないとしましても、これは事後調査として、出入り車両ですとか、色んなものも全て確認できるはずですので、きちんとした最終的な評価を出していただきたいと思えます。これは単に風車がある地域で建てるか建てないか、そしてそれを建てた後、廃棄するまでの間にどうですという、そういう評価ですよね。なおかつ、その比較しているものが、これまでの火力発電とかいろんなものの平均値に対してどうであるかという評価なので、実際にはどれぐらいの排出になるかということも、合わせてきちんとしていただきたいということがあります。それから、いろんなところで資料不足、或いは重ね合わせがうまくできてないという御意見が出ましたが、以前私が系統連系の図を出していただきたいと。そしたら、詳しい想定のものを出せませんというお話だった。これまで出していただいていたのは、実際にどこからどう引くとかではなくて、この近辺にどういう使える送電線があるかというマップです。もし実際に風車の位置が決まっていった場合に、どれぐらい引く長さがあるかということを考える上での参考になるということで、出していただきたいと要請していたのですが。どうも勘違いをなさったようで、出していただいております。ですから、そういう点もきちんとしていただきたいと思えます。ほとんど、この審議は方法書に関する審議というよりは、準備書でこうやりますというだけの審議になって大変残念だと思います。

その点に関して、事業者の方で御意見がありましたら一言お願いします。

【参考人】

その点に関して、まず、重ね合わせ等の資料に関しては今後、しっかりお示ししながら、御意見賜ればなというふうに思っております。加えてお話させていただきますと、基本的に方法書という段階において、地権者交渉であったりとか、様々な事業性であったりとか、環境面であったりとか、調査、検討している状況になりますので、その点は、我々として最大限配慮させていただいていたつもりではございますので、その点ご留意いただけると大変助かります。よろしく申し上げます。

【山本会長】

もう一つ、関係者とのお話をなさっているっていうのが、県の森林関係のところだけでしたよね。ゾーニングマップを作っているところは森林関係の部署ではございません。なぜ彼らがそういうような、ここはとても障害があって駄目だよという地域を含んでおりますけれども、そういう指定をしたかということも、十分お分かりかとは思いますが、その点における県の姿勢もきちんと確認をしていただきたいと思っております。実際にやってみなきゃ分からないという、そういうような姿勢でおやりになるということは、これまでの様々なデータを無視することになります。その点は、環境省の大臣意見にもあり、経産省の大臣意見でも指摘しているところがございますので、その点を十分に、念頭に置いていただければと思います。

【平野委員】

これは事務局にお願いした方が早いかもしれませんが、ここの、県の林道計画がどうなっているのか。事業計画等、計画図面等々を。そういう場合は、この林道事業は別に風力発電のために作るわけじゃないので、アセス対象外になるわけですか。対象外ということですね。なので、一応その参考資料として、県の計画が一通り、あと年次進行もわかるような資料を、参考人をお願いするより県にお願いした方が早いと思っておりますので、県の方で色々行っていますから。

【山本会長】

事務局いかがですか。

【事務局（鈴木主任主査）】

はい。こちらの方で用意いたします。

【山本会長】

はい。それでは事業者の方から県に問い合わせるということではなくて、事務局の方から出していただくと。それでは、このあたりで大和風力の審議に関しては終わらせていただきたいと思っております。参考人の方、どうもありがとうございました。

〈参考人 退室〉

【山本会長】

はい。それでは最後にその他でございます。事務局からなにかありましたらお願いいたします。

【事務局（平塚主任主査（班長））】

それでは事務局から連絡をさせていただきます。本日御審議頂きました（仮称）大和風力発電事業方法書に係る追加の御指摘等がございましたら、御意見送付票を資料5として御用意いたしましたので、御記入の上、12月2日（月）まで事務局あて送付いただければと思います。次回の審査会については、本日諮問させていただきました審議事項（仮称）大和風力発電事業方法書への答申の審議を中心として、来年1月以降に開催したいと考えております。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【山本会長】

ただいまの事務局からの連絡についてなにかご質問ございますか。なければ、これで本日の議事の一切を終了させていただきます。以上をもって議長としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

委員の皆様お疲れ様でございました。以上で環境影響評価技術審査会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。